

鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

(総則)

第1条 この規程は、鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会設置規程（以下「設置規程」という。）第6条第3項に基づき、鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、設置規程第6条に基づき、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会長（以下「ス協会長」という。）が別に定める登録基準を満たしたものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、ス協会長が別に定める。

(登録認定)

第5条 県協議会は、全国協議会の登録が完了したクラブに対し、登録クラブとして認定証を交付する。

2 登録認定については、ス協会長が別に定める。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該年度の4月1日から1年間とする。ただし、令和4年度の登録の有効期間は、令和4年11月1日から令和5年10月31日までとする。また、令和5年度の登録の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までとする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査についてはス協会長が別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は全国協議会が別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 第5条に定める登録認定をされたクラブは、県協議会を通じて全国協議会に登録料を支払うものとする。

- 2 前項に定める登録料は5,000円とする。ただし、令和5年度の登録料は2,000円とする。

(処分)

第11条 県協議会は、登録クラブが第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応するものとする。

- 2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、全国協議会が当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 この規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、全国協議会が別に定める。

(規程の変更)

第13条 この規程は、県協議会役員会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人鳥取県スポーツ協会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行する。